

＜後期基本計画期間における地域のまちづくりについての総括＞

1. 後期基本計画期間における地域のまちづくりの成果

【成果①】校区まちづくり協議会（まち協）の周知、理解促進の取り組みを進めた

- まち協を広く住民に知ってもらえるような情報発信の取り組みを支援するため、校区まちづくり交付金について、事業目的が「情報発信」であった場合の加算制度を設け、まち協による情報誌の全戸配布やインターネットでの情報配信に対して財政的支援を行った。
- まち協をより多くの人に知ってもらうため、また、まち協の活動に参加してくれる人を増やすため、まち協を知らない人が見ても分かりやすい、手にとりたくなる冊子をコンセプトにまち協の紹介冊子「八尾市のまち協 28」を作成した。
- 情報を必要とする人々に的確に届け、社会に向けて効果的に発信するため、クリエイターのデザイン制作によるまち協の活動 PR チラシを作成し、より身近に感じられる情報発信に努めた。

【成果②】「わがまち推進計画」と「地域別計画」を関連させた計画を策定した

- 地域と行政が力を合わせ、ともに「地域のまちづくり」を進めていくために、後期基本計画（地域別計画）の策定においては、各地域の「わがまち推進計画（第2期）」の策定の動きと歩調を合わせ、同計画の内容と整合のとれた「まちづくりの方向性」を定めた計画を策定した。

【成果③】まち協の運営ノウハウの普及等の支援

- まち協に対して、情報発信の研修会や円滑な運営を支援するための会計研修を実施するなど、様々なノウハウの普及に努めた。
- 「わがまち推進計画（第2期）」の策定においても、幅広い世代の声を反映するためワークショップやアンケートを中心に様々な手法を用い、多くの地域住民の意見を取り入れる動きが見られた。
- 八尾市市民活動支援ネットワークセンター「つどい」が、各まち協と市民活動団体等の各種団体とをつないで、活動の手助けになる支援を行った。

【成果④】地域拠点の人材が活かされる拠点機能の充実・しくみの改定

- 地域住民のニーズが多様化する中、「地域と向き合う行政」の取り組みをさらに進め、地域拠点の人材が地域住民に対して“たずねる・よりそう・つながる”ことができる場所として、出張所の機能再編に取り組んだ。
- 身近なまちづくり・健康・子育てなどの相談が行える地域の拠点として、コミュニティ推進スタッフに加えて出張所等保健師を配置し、出張所のコーディネート機能を充実させた。
（地域拠点の6つの機能）：相談、地域のまちづくり、健康づくり、子育て、防災、生涯学習
- 「八尾市全体のまちづくり」と「地域のまちづくり」の両方の視点でまちづくりを進めるため、全庁的な「地域担当制」を導入したが、より行政内部へ地域支援・施策展開へ反映するため、各部局と地域拠点が連携しやすくなるしくみに改定した。
- 改定した「地域担当制」においては、地域拠点担当職員の役割として地域のまちづくり支援や地域の実情把握を定め、拠点全体で地域を支援するしくみにした。
- 「地域別計画」を実現するため、地域ごとの毎年度の取り組み内容を「実施計画（地域別計画編）」で示していたが、より「地域と向き合う行政」を大きな視点でとらえるため、「地域と向き合う施策展開」を施策評価に明示するようにした。

【成果⑤】条例に位置付けた地域分権における各種のしくみを、状況に応じて改定

- 「八尾市市民参画と協働のまちづくり基本条例」に位置付けた各種のしくみを状況に応じて改定しながら、市民とともに地域分権（地域のまちづくり）を進めた。特に校区まちづくり交付金については、成果①に示した「情報発信」以外でも、「防犯カメラ」の設置や、事業目的が「健康増進」「次世代育成」「組織基盤強化」「協働広がり」であった場合の加算制度を設け、地域の課題特性に応じた財政支援を行った。

3. 後期基本計画期間における地域のまちづくりの課題

【課題①】「目標別計画」と「地域別計画」の関係性

- ・「目標別計画」においてはその実現を測定するための指標が定められているが、「地域別計画」においては地域と行政の双方が共有した地域別のまちづくりの方向性の達成度合を図る基準がない。
- ・「地域別計画」における地域のまちづくりの方向性に紐づく主な取り組み主体は、「目標別計画」の各施策担当課であるが、複数課が関係する方向性を地域別に取りまとめる主体が不明確である。
- ・平成26年度から機能強化した地域拠点の役割について明確ではない。
- ・地域のまちづくりの方向性を実現するための方法論は明記されておらず、実施主体毎に異なる。
- ・「地域別計画を推進する」という観点から、計画に基づいたきめ細やかな進行管理が行える体制や仕組みの構築に至っていない。

【課題②】「地域別計画」の内容

- ・地域のまちづくり（地域分権）や地域と向き合う行政、協働等の理念を共有、継承し、具体的な行動を進めるための共通認識となる指針が定められていない。
- ・身近な地域課題（生活課題）に着目したまちづくりの方向性が多く、現実的な課題解決をめざす「地域のまちづくりの方向性」が多く設定された。
- ・まちづくりの方向性に対して、推進主体が施策担当課のみで、地域拠点がどのように働きかけをしていくのか、役割や地域を支援する方針が定められていない。
- ・地域分権を推進するための制度の構築や地域拠点の機能強化に伴う、各部局との役割分担や連携のあり方が具体的に定義されておらず、地域拠点によってばらつきがある。
- ・地域の一員としてわがまちづくりに協力・参加する気持ちを持つ住民や事業者をさらに増やすためには、課題の視野を広げ、地域の魅力維持や新たな魅力の創出等、暮らしの魅力向上に着目したまちづくりの方向性も検討する必要がある。

【課題③】「地域別計画」と「わがまち推進計画」の関係性

- ・「地域別計画」における市の主な取り組みと「わがまち推進計画」における活動計画について、行政が主体的に行う取り組み、地域が主体的に行う取り組み、地域と行政が行う取り組みの役割分担が、「地域別計画」の中には明記されていない。
- ・「八尾市市民参画と協働のまちづくり基本条例」に位置付けた地域分権を進めるための仕組みについて、まち協では担い手不足や担い手の高齢化、負担感の増加などが懸念されており、持続可能な運営とともに、地域住民の自発性（わがこと意識）の向上と活動内容の広がりを促すような見直しが必要である。
- ・校区まちづくり交付金についても、長期的な視点での地域のまちづくりの方向性に応じた財政的な支援の内容・方法を検討する必要がある。